

平成 26 年 3 月議会一般質問

◆ 悪臭防止法について伺う。

霧島地区が悪臭規制区域外であることは平成 23 年、旧霧島町が設立手続きを代行した霧島高原純粋黒豚牧場に関する苦情処理報告書の記述を見つけたことが発端です。その後、2回の議員とかたろ会で議員さんの全ての方々が早く霧島地区を規制区域に指定すべき、臭気指数規制を行うべきとの発言を受けた。

平成 25 年 2 月 13 日の一日移動市長室で市長は先進地事例等を参考に、庁内の関係各課と協議を行い、市内の全域的な規制地域の見直しと臭気指数規制導入等について検討すると答えられた。

合併 8 年を過ぎても悪臭規制が行われていない霧島地区を放置しているのは異常ではないか？ 法的規制が無いことから霧島地区に大規模養豚場建設計画とか、木質発電計画が持ち込まれると住民は思っている。

検討検討という言葉が繰り返される答弁に市民はうんざりしている。複合臭対策としての臭気指数規制の導入検討の進捗、旧霧島町の悪臭規制をどうするのか、今後の方針、見直しについて伺う。

塩川生活環境部長：市の悪臭防止法に基づく規制地域及び規制基準に関する事務について、平成 19 年 4 月に、鹿児島県から権限移譲を受け、政令で定めるアンモニアなど 22 種類の特定悪臭物質の排出濃度による規制方法を採用している。

また、市の規制地域については、合併前の状況をそのまま現在に引き継いでおり、旧国分市及び旧隼人町の都市計画区域の用途地域と、旧溝辺町、旧横川町、旧牧園町及び旧福山町の全域が指定され（**重大な答弁でした、旧国分市、旧隼人町も市街地以外は悪臭規制がないことが判明しました。**）、旧霧島町については規制地域に指定されていないことから、本市の全域的な規制地域及び規制基準の見直しを行うことにしている。

なお、現在の特定悪臭物質濃度規制では、多様化する悪臭苦情や複合臭などへの対応が困難なこともあり、「におい」の強さを人間の鼻で嗅ぐことにより評価し、一定の方法で数値化したもので規制を行う臭気指数規制への変更についても、検討することになっている。

このようなことから、現在、市内の 23 事業所等に対し、本年度の 11 月から 3 月までと、来年度の 5 月から 10 月までの期間で、冬場と夏場の 2 回の臭気サンプリング調査を行い、その調査結果の分析や、これまでの悪臭に対する苦情相談等を踏まえながら、庁内検討委員会での協議や環境対策審議会への諮問、パブリックコメント、事業者への説明等を行い、本市の全域的な規制地域及び規制基準の見直しを行って行く。

質問：平成 27 年 5 月から 10 月の期間で調査するとの答弁があった。2 年先になるのか？

塩川生活環境部長：現在臭気のサンプリング調査を実施している。夏場、冬場の調査を行う。冬場については平成 25 年 11 月から平成 26 年 3 月まで実施、現在実施中である。夏場については今年の 5 月から 10 月に掛けて実施する。その後、庁内での協議の他、パブリックコメント、事業者への説明等を計画するので、現在の計画では早くて 27 年度中には作成したいとして作業を進めている。

質問：旧霧島町は合併以来 8 年間、臭いの規制がされていない。臭気指数規制は新しい概念であるが、少なくとも他の 1 市 5 町と同じにすべき、それは明日でも出来るのではないか？

市長：指摘の点に添うよう、なるべく早いスピード感を持って対処したい。

質問：臭気指数規制について鹿児島市もさつま町も対応している。全国の自治体で多く採用されている。

今更なぜ調査をするのか、採用している自治体に対して実状を確認したら済む事ではないか？

環境衛生課長：霧島市においては霧島市の事業所を調査し**霧島市の事業所の実態に合った規制を今後検討**

して行く事になる。(市民感覚とは相容れない答弁である)

質問：霧島市の企業の実態に合った臭気指数規制をするのか？

環境衛生課長：霧島市の地域特性に合った規制を検討して行く。

質問：市民感覚で問う。通用するはずがない。霧島市に比べて鹿児島市の人は多い、企業も工場も多い、比べて、どのような特性が霧島市にあるか？

塩川生活環境部長：23 箇所の事業所を選定して測定している。これまで苦情等が寄せられたところを選定し了解を得た上で臭気測定をしている。苦情等の実状にあった測定、サンプリングを実施している。

(苦情の寄せられている 23 事業所が対応できるレベルでの規制を考えているのであろうか？)

質問：臭気指数規制とは複合臭の空気に対して無臭の空気を混ぜ、臭いがしないことにすることですね？

塩川生活環境部長：そのような認識である。

質問：臭いのする事業所に対し、調査をする、そういったことではなく、臭いがしていようがしていまいようが苦情がある。それを規制するのがこの法律の趣旨ではないか？

今の答弁では市民は納得しません。臭いがしているからクレームがある。クレームがある所に対して甘く査定するような姿勢であると私は受け止めた。市民の皆様が臭いがするよ、それに対して臭いがしないようにするのが行政の仕事ではないか？

市長：指摘の点について、よく係りの者とも語らいながら、実際現実対応が出来る。スピード感を持って対処することを約束する。19 市の県下の市長会がある。昨年 8 月の市長定例会に於いて、水循環基本法の早期制定を求めたいと提案した。183 通常国会に於いて、衆議院は通過したが参議院で審議未了となり廃案となった。水資源の循環基本法の早期制定を外国資本等による我が国の森林奪取、相次いで発生している事を受けてしっかりとすべきではないかと市長自らが提案者になって 19 支全市で鹿児島県の声として国に対処するように求めた